

横浜市内 福祉施設・事業所
運営法人代表者・関係施設・事業所管理者 様

横浜市健康福祉局高齢施設課長
介護事業指導課長
障害施設サービス課長
健康安全課長

【新型コロナウイルス感染症対策】
集中的検査の実施に係る抗原検査キットの再追加配付について（通知）

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々御対応いただき、心より御礼申し上げます。

令和 5 年 1 月 20 日付健介事第 1270 号「集中的検査の実施に係る抗原検査キットの追加配付について（通知）」に基づき、集中的検査のために必要となる抗原検査キットについて、希望する施設・事業所に対して追加配付させていただきました。

このたび、一部の施設から、「職員数が多く、追加配付された抗原検査キットでは不足する」との申し入れがあったため、**本市在庫分を上限として、再度、抗原検査キットの追加配付**をさせていただきますので、集中的検査の実施をお願いいたします。

なお、今回の配付対象は、**集中的検査をするにあたってキットの不足が生じ、再度、追加配付が必要な下記対象施設・事業所**とさせていただきますので、**キットの配付を必要とする施設・事業所**は次のとおり、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、感染状況を鑑み、**引き続き、事業所・施設内で陽性者が発生または濃厚接触者の疑いがある方が発生した際には、該当の利用者にも使用可能**といたします。

感染拡大対策として、引き続き本検査に御協力くださいますよう、お願いいたします。

1 送付物

タカラバイオ株式会社 HEALGEN COVID-19 抗原迅速テスト

【注意事項】

- ・ 保管方法：室温（2～30℃）直射日光のあたらない場所で保管してください。
- ・ 冷蔵で保管した場合は、15～30℃にしてから使用してください。
- ・ キットに入っている簡易操作マニュアル及び添付文書をよく読んでから使用してください。

2 対象施設

- ・ 高齢者施設等
- ・ 障害福祉施設等（入所系・通所系サービス）

3 配送時期

2 月下旬（配送事業者：ヤマト運輸、または日本通運）

※今回配送される抗原検査キットは、「横浜市健康福祉局健康安全課（集中的検査事業）」名で発送します。

4 検査実施期間及び検査実施回数

(1) 実施期間

抗原検査キットの追加配付以降、4 週間以内。

(2) 検査実施回数

配付されたキット数の範囲内で、週 2 回を目安に検査を実施してください。なお、検査の実施頻度については、事業所の職員数等に応じて調整いただいて構いません。

（キットの追加配付はありません。）

裏面あり

5 配付キットの申込方法

以下の URL または 2次元バーコードよりご入力ください。

【申込受付期間】令和5年2月13日（月）午前9時～2月15日（水）午後5時予定

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/76a9757c-8a97-4922-b38c-95e94faa081e/start>



※申込数が本市在庫数を上回った場合は、上記、申込受付期間より早く受付を終了いたします。
なお、数量調整の上、配送する可能性があることご了承ください。

6 陽性判明時の報告

国への報告が必要なため、本キットを活用した検査で陽性が判明した場合、所定の報告方法において、その旨をご報告ください。

(1) 報告先

事業所の種別・サービス	報告先メールアドレス	報告方法
介護保険事業所または 高齢者施設	kf-corona@city.yokohama.jp	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html#onegai
障害者施設・障害福祉サービス等実施事業所	kf-covid19@city.yokohama.jp	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html

(2) 報告期間

キット受領から4週間以内

7 使用について

医療従事者の常駐しない施設等において医療従事者の管理下で実施することが困難な場合には、検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で行う必要があります。該当する場合は、以下の研修資料をご確認のうえ、適切にキットを使用してください。また、使用期限が過ぎたものは使用しないでください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html（厚労省 HP）

<担当課>

- ・ 認知症高齢者グループホーム 介護事業指導課：kf-corona@city.yokohama.jp
- ・ 高齢者施設（入所・居住系施設サービス） 高齢施設課：kf-corona@city.yokohama.jp
- ・ 障害者施設等（入所系・通所系サービス） 障害施設サービス課：kf-syoseibi@city.yokohama.jp

<抗原検査キット配付の電子申請について>

- ・ 健康安全課：kf-gyosei-kensa@city.yokohama.jp

	質問	対応
1	従事者に週2回検査をすることだが、週1勤務の人はどうしたらいいか。	勤務の少ない人は、必ずしも2回でなくても問題ないと考えています。例えば以下のような対応も考えられます。 ・勤務日の朝、出勤したら従事する前に検査をする。 ・次回出勤用に前の勤務日にキットを渡しておく。
2	前回、配送された抗原検査キットが余っているけど、2月末までは足りなさそうな場合、どうしたらいいのか。	不足分を計算して、今回の不足分の送付申し込みをしてください。
3	法人内で不足している事業所と余っている事業所があるけど、今回、申し込んでいいものなのか。	申し込んで差し支えありませんが、可能であれば法人内で調整して、不足分を申し込んでください。
4	不足分が640個以上の場合、どうしたらいいのか。2月末まで集中的検査をするには、キット数が不足するが、どのような対応になるか。	640個で申し込んでください。不足により期間中の検査が出来ない場合は、例えば、以下のような工夫が考えられます。 ・勤務の少ないスタッフは、回数を減らす。 ・全員週1回の検査にする。 ・在庫のある限り検査し、在庫がなくなったら集中検査を止める。 ・法人内で調整して融通する。
5	配送時期が遅いため、集中的検査が2月中に終わらないが、構わないか。また、配送から更に4週間集中的検査をするべきか。	原則として、集中的検査は12月から2月まで実施するものです。キットが余ったり、配送の都合により検査が出来ない期間が生じた場合でも、2月に検査を終了しても差し支えありません。また、追加配付から4週間の範囲内で検査を3月に実施しても差し支えありません。なお、使用しなかったキットは返却不要です。余った分の運用については、事業者判断をお願いします。